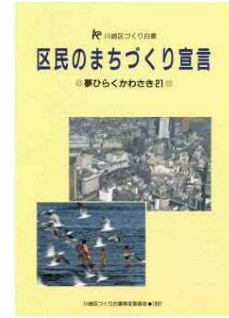


1 まちづくり推進組織の成り立ち

まちづくり推進組織は、平成5年から平成9年にかけて各区において策定された「区づくり白書」※の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政のパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことも目的として、それまで各区において設置されていた「区民懇話会」を発展的に解消する形で平成12年度までに各区に設置された組織である。



※「区づくり白書」とは…各区において、①区の現状の課題の把握②問題点の抽出③それに対する対策④区の望ましい将来像⑤将来像を実現するための提案から構成された区民相互の合意形成のうえで区民と区の共同によって作成された報告書

2 区民会議との関係性

平成17年に自治基本条例が施行され、区民会議が規定されたことにより、平成17年4月から試行の区民会議を開催し、翌平成18年度には川崎市市民会議条例が施行されたことにより、2年の任期により第1期区民会議がスタートした。

区民会議は、条例によって、「区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資する附属機関」と位置付けられた。

この時点でのまちづくり推進組織と区民会議の関係性について、**まちづくり推進組織は「まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体」**であり、両者の設置目的は、方向性として共通していると考えられることから、相互に連携していくことが望まれ、具体的には、委員の選出、専門部会での連携、課題の解決に向けた連携が考えられると整理された。

3 区民会議開始後の運営

区民会議との関係性は前項のように整理されたが、区民会議が調査審議を行った課題をまちづくり推進組織が連携して実践するという流れには中々なりにくく、一部の事例を除けば、団体推薦として各区1～2名程度のまちづくり推進組織の委員が区民会議に参加するに留まった。

また、**市民活動支援指針が策定された平成14年頃から、あるいは区によっては、区民会議スタートした平成18年頃から次第にまちづくり推進組織が中間支援機能を担う組織を意識して活動を進める傾向が見られた。**同指針が掲げる中間支援組織の必要性や、あるいは実践活動が行える組織と言えども、区の課題解決に向けた活動という点で区民会議と重複してしまう部分もあると考えられることから、区によって事情が異なり全てではないが、中間支援組織としての位置付けを意識している区が多くなっている。

4 まちづくり推進組織の課題と今後

まちづくり推進組織が区民会議と大きく異なる点は、前者が各区における要綱により設置されているのに対し、後者は条例により位置づけられており、その運営方法が大きく異なることである。平成28年6月現在、まちづくり推進組織は全ての区にあるわけではなく、幸区役所及び麻生区役所については、別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったために存在しない。そのため、現在、まちづくり推進組織は前述の2区を除いた5区に存在しており、その現状を調査するために平成28年5月下旬から6月上旬にかけて市民文化局コミュニティ推進部において5区の所管である地域振興課に対してヒアリングを行った。

その結果、予算や運営、課題等の詳細は別紙のとおりであるが、ほぼ中学校区に分けて町内会・自治会と連携しており運営が大きく異なる川崎区を除く4区において中間支援組織を目指していることが分かったが、中間支援機能の定義は明確には定められておらず、また、まちづくり推進組織が中間支援組織となると政策決定されているわけではない中で、今後、**区における中間支援機能についての検討を進める過程で、あるいは、区における地域づくりを考えたときに、見直しを検討する区民会議との関係性を含めてそのあり方を整理していく必要があると**考えられる。

共通の課題

- 担い手の高齢化が進んでおり、メンバーの入れ替え等新陳代謝が進まない。
- 中間支援組織を目指したい事務局（区役所）側とプロジェクトとして具体的な活動をしたい委員（市民側）の温度差
- プロジェクト型にするとメンバーは集まるが、自主的に活動している他の団体や市民提案型事業との公平性、公正性についての説明が難しくなっている。
- 組織を整理するにしても、組織で活躍している有能な市民の受け皿を考える必要がある。
- 市民主体の活動と言っても、どうしても事務局の負担が多くなってしまふ。
- 具体的にどこに向かえば良いか組織の最終目標がつかみづらい。

区によって異なる現状のスタイル

- 幸区・●麻生区

別組織において市民活動の活性化を図ることや中間支援機能等を担うこととし、発展的解消を行ったため存在しない。

- C区
- D区
- E区
- G区
- F区



各区の区行政における市民参加の取組について

区独自予算

平成2年(1990年)
●区政推進事業費を創設

平成12年(2000年)
●区パートナーシップ
まちづくり事業費を創設

平成14年(2002年)
●魅力ある
区づくり推進事業費を創設
* 区政推進事業費及び
区パートナーシップ
まちづくり事業費を廃止

平成18年(2006年)
●協働推進事業費を創設
* 魅力ある区づくり推進事業費を改める
●区の課題解決に向けた取組予
算を創設

平成22年(2010年)
●地域課題対応事業費を創設
* 協働推進事業費と
区の課題解決に向けた取組予算を統合
* 予算権限を区長に付与

平成26年(2014年)
●区の新たな課題即応事業
費を創設

平成27年(2015年)
●区役所等管理運営費を
区に直接配当・予算権限を
区長に付与

平成2年(1990年)

区政推進会議

区域におけるまちづくり事業等の区政推進事業
について、区行政の自主的な企画立案機能を
支援し、その実現を積極的に推進する

- 区独自予算等、区域に関する事業について検討協議
- 区民団体の代表、区長、知識経験者及び区民で構成
- * 要綱設置(市)

平成18年(2006年)

区民会議

区民の参加と協働による課題解決に
向けた調査審議を行い、もって暮らし
やすい地域社会の形成に資する

- 団体推薦・公募・区長推薦委員で構成
- * 条例設置

平成28年度から
第6期が開始

発展的解消

課題の調査・審議

相互に
連携

を目指してきたが・・・

区によっては組織の役割について中間
支援組織を目指していくことを標榜
する等設立当初とは違った形状で運
営を行っている。

平成23年度末に麻生
区の組織を廃止

平成25年度末に幸区
の組織を廃止

平成28年度現在
7区中5区に設置

昭和53年(1978年)

区民懇話会

市民主権と参加の原則に基づき、
市民が自らの地域環境に対して
自発的に具体的対応を討議、実
践する場として各区に設置

- 市民各層の中から選任
- ※宮前・麻生区は分区により
昭和57年(1982年)から設置
- * 要綱設置(市)

「区づくり白書」策定組織

発展的解消

平成5年～9年
(1993年～1997年)

「区づくり白書」

- 市民参加により市民の
考えによる区の将来の
あり方を明らかにする
- ※行政計画ではない

平成5年(1993年)

川崎新時代
2010プラン

市民共同のまちづくり

平成12年(2000年)

まちづくり推進組織

「区づくり白書」の理念に基づき、区民の合
意形成を図りながら行政とのパートナ
ーシップのもと、魅力あるまちづくりをめざす
【※平成12年度に全区で設置】

- 団体・公募区民で構成
- * 要綱設置(区)

解決に向けた 取組の実践

平成17年(2005年)

川崎再生
フロンティアプラン

自治基本条例

平成27年(2015年)

地域包括ケアシステム
推進ビジョン

平成28年(2016年)

川崎市総合計画

区役所改革
の基本方針

各区まちづくり推進組織一覧

	組織名称	発足年月	委員数	委員選出方法	根拠要綱など	活動(日程、内容、テーマ等)	区役所の役割・負担	運営形式	区民会議との関係	課題又は今後の方向性
1	川崎区 川崎区まちづくりクラブ	平成10年9月	約100名	原則として各クラブ員は自由参加であるが、実質的には町内会推薦を基本としているクラブもある。 川崎区まちづくりクラブ代表者会議は、各まちづくりクラブの代表及び副代表により構成。	川崎区まちづくりクラブ設置要綱	(代表者会議) ・会議の開催(年3回程度) 各クラブの情報共有、活動の連携等。 ・活動発表会(年1回) 各クラブの活動内容を発表する場。 ※ただし、28年度は社協福祉まつり(11月)に出展予定。そのほか、庁内でパネル展示を予定。 (各まちづくりクラブ) クラブごとに、それぞれの地域の実状に応じた活動を実施。 【例】 ・定例会 ・樹木プレート設置・活用(川崎西部) ・花を活かしたまちづくり、花壇の維持・管理(川崎西部、渡田、小田) ・交通・防犯パトロール(渡田) ・小田公園お楽しみ大会(小田) ・球場の地域開放(小田) ・かわさき大師サマーフェスタ(大師) (広報) 川崎区まちづくりクラブ通信「まちラブ」を事務局が作成し、年4回程度発行。	地域振興課が事務局を担当 ※活動中の各クラブの会合、イベントに職員が出席している。また、報告書・広報ちらしはコンサルが作成	・実働型(各まちづくりクラブが、それぞれにできることから取り組む)	団体推薦委員として区民会議へ参加(1名)	・クラブ員が高齢化・減少しているクラブもある。 ・休止中のクラブが複数存在する。 ・クラブ員の募集による体制の強化。 ※他区のまち協との大きな違いは地区別に組織化されていることと、基本的に町会と運動しており、なかには公募を行わないクラブもある。また、予算面においても現在休止中の地区のクラブが復活したいと言ってきた場合も対応が難しく、現在活動している地区クラブとそれを地域振興課で取りまとめている連合体(代表者会議)をどう整理していくかが課題となっている。
2	中原区 中原区まちづくり推進委員会	平成11年8月	20名	公募及び推薦 (推薦団体) 中原区町内会連絡協議会、中原区青少年指導員連絡協議会、中原区商店街連合会、中原区老人クラブ連合会、中原区スポーツ推進委員会	中原区まちづくり推進委員会要綱	・全体会:年に1回 ・事業報告会:年に1回 ・幹事会:概ね2ヶ月に1回 ・各部会:概ね月に1回 ・その他:部会で立ち上げたプロジェクト活動について、月1回程度の会議及び実践活動 プロジェクト 課題発見・解決部会 ・マナー・モラルアッププロジェクト ・公園井戸鑑会議 ・プロジェクト808 ・ミッションは落書消し 支援・広報部会 ・まちづくりサロン(概ね月1回) ・まちづくり通信(年4回発行及び2年に1回区民交流センター登録団体紹介冊子作成) ・公式ブログ「なかまちブログ」 ・まちふおと倶楽部 中原区民交流センターの運営(別事業)	地域振興課が事務局を担当 ※会議の仕切り、議事録、広報紙作成、金銭管理等すべて事務局の役割。平成18年頃から中間支援機能を追加したが、コンサルによって委員に意識付けをおこなっているが具体的な体制は確立されていない。	・テーマ型(課題発見・解決部会)と中間支援型(支援・広報部会)2部会あり	団体推薦委員として区民会議へ参加(1名)	・委員数とプロジェクト数のバランスが悪く、事務局が作業を行う割合が増えている。 ・委員の新陳代謝がなく、高齢化が進み、新たな課題抽出や事業展開が見えない。 ・市民活動団体の中間支援組織としての活動に比重を置きたいが、具体的な活動内容が不明瞭かつ体制の確立に課題がある。 ・区民交流センターの運営について、推進委員会の委員は実質的には携わっておらず、市民活動団体の協力を得て行っているものの、ほぼ事務局による運営を行っている。 ※委員の高齢化や実際に活動できる委員が10名程度であることや、新たな委員もここ数年入っていないなど組織の停滞が課題となっている。
3	高津区 高津区まちづくり協議会	平成11年9月	49名	公募及び推薦 (推薦団体) 高津区全町内会連合会、NPO法人 高津区文化協会、元気な高津をつくる会、高津区市民健康の森を育てる会、高津区地域自立支援協議会、高津区食生活改善推進員連絡協議会、高津区子ども会連合会、高津区商店街連合会、川崎市地球温暖化活動推進センター、「たちばな農のあるまちづくり」推進協議会	高津区まちづくり協議会設置要綱	・全体会・・・年2回夜間開催 第7期より委員の学習会を兼ねて開催 ・運営委員会・・・2ヶ月に1回程度開催 ・広報委員会・・・月1回程度開催 年4回、高津区内の各地域を自ら取材し、市民の視点で「キラリたかつニュース」という地元の広報誌を発行する。 ・市民活動支援ルーム運営委員会・・・毎月第1月曜日開催 市民活動支援ルームの管理運営を行う。 ・まちづくり講座企画委員会・・・月1回程度開催 まちづくり活動の窓口となる講座や、まちづくり活動団体のためになる講座を企画開催する。 ・市民活動見本市実行委員会・・・月1回程度開催 区内のまちづくり活動団体の交流とまちづくり活動の裾野を広げるための市民活動見本市を企画し、開催する。(年1回) ・緑のまちづくり活動支援プロジェクト・・・「高津の散歩道」6ルートすべての問題点を調査・見直しを行い、市民自線で考案した独自の「高津てくてくまっぷ」の発行を行う。また、区の地域課題事業と連携した取り組みを行う。	地域振興課が事務局を担当 ※コンサルは入っていないが、広報紙作成についてはデザイン会社に委託しており、委員が取材もどに記事を書き、デザイン会社も編集会議にも出席している。会議議事録について運営委員会は事務局、その他委員会は委員が作成している。自主的にできている部分もあるが金銭管理等は事務局が行っている。	中間支援型(運営補助的なコンサルタントはなし) ※自主的な運営を中心とする。 ※各委員会については、委員が次第作成、議事録作成から、会議運営や活動の全般を自主的に行う。	団体推薦委員として区民会議へ参加(1名)	・市民活動見本市実行委員会については協議会からの独立を目指しているが、協議会委員以外の担い手育成が課題 ・市民活動支援ルームについて、登録団体から運営委員を選出、まち協の委員に位置づける形で今年度から運用を見直した。 ・予算については、毎年見直しを行っている。 ※中間支援として取り組んでいくことをはっきりさせており、委員もモチベーション高く活動している。ただし、事務局としても今後の展開や、この組織の最終目標がつかみづらいつらいつらといった悩みを抱えている。
4	宮前区 宮前区まちづくり協議会	平成9年7月	64名	公募及び推薦 (推薦団体) 区全町連、区社協、区P協、区小学校長会、区文化協会、区商店街連合会、区民活動支援コーナー運営委員会等18名 ・企業推薦(東急電鉄等)5名 ・学識経験者3名(大学教授等) ※公募38名 ※第8期(平成25・26年度)から行政職員の委員を廃止	宮前区まちづくり協議会設置要綱	・総会(年1回) ・理事会・幹事会(毎月各1回) ・2運営委員会・3部門・4委員会・4部会・1特命委員会(毎月各1～2回程度の会議の他、部門等毎の活動を実施) ・広報紙運営委員会:広報紙「まちづくり広場」を発行 ・資金支援運営委員会:市民活動団体に対する活動資金の支援等 ・情報支援部門:HP、Webマガジン「みやまえ@まち協」、フェイスブックの維持管理や情報発信に関する各種講座の開催等 ・協働部門:緑化活動団体に対する花苗支援、区役所事業への参加、協力等 ・企画部門:ウォーキングイベント・フォトコンテストの開催、環境美化パトロールの実施等 ・専門部会:交通、福祉、バリアフリー、防災の4専門部会 ・ラブみやまえ実行委員会(特命委員会):年1回まちづくりフォーラムを開催 ※3委員会は企画部門に含む ※1委員会は協働部門に含む	地域振興課が事務局を担当 ※コンサルが入り運営。会議議事録の作成等委員が自主的に行う部分があるが、金銭管理は事務局が行っている。	・中間支援型(資金支援、情報発信、講座・フォーラム開催、交流会開催等)	団体推薦委員として区民会議へ参加(1名)	委員の世代交代の促進 ・団体推薦、企業推薦、学識委員の有効活用 ・活動のマンネリ化防止及び新たな企画提案の実現に向けた取組強化 上記課題に対応できるよう、まちづくり協議会の組織改編を視野に、維持・継続していく。 ※元々は自立を目指しており、麻生市民交流館「やまゆり」のような拠点が出来れば良かったが、そのタイミングを失ってしまった感がある。コアとなるような委員はまち協を卒業しつつあり、現役世代の委員もいるが、中々活動に参加できず、活動できる委員の高齢化が進んでいる。今後は中間支援の拠点をづくり、NPO(法人)化された団体により運営することが理想。
5	多摩区 多摩区まちづくり協議会	平成20年6月 ※前身の多摩区まちづくり推進協議会は、平成12年4月発足	42名	公募及び推薦 (推薦団体) 商店街連合会、社会福祉協議会、町会連合会、PTA協議会、老人クラブ連合会、地域教育会議、民生委員児童委員協議会、保育園園長会、小・中学校長会、地域女性連絡協議会、観光協会	多摩区まちづくり協議会設置要綱	・総会(年1回程度):事業報告・決算報告の承認、役員決定等 ・運営委員会(月1回程度):協議会の運営方針の決定、事業の企画・実施、各組織間の調整等 ・研修企画部(月1回):まちづくりに関する活動に必要な研修や、市民活動団体の発表と交流の場を企画・実施等 ・多摩★まち大学:市民活動団体やボランティアに興味のある区民を対象に、まちづくり活動に役立つ学びと交流の場を提供 ・多摩★まちカフェ:中間支援活動の一環として、市民活動団体に活動発表の場を提供するとともに、各団体同士や興味がある人同士の交流の場を提供 ・視察研修会:委員等を対象に他都市で活動している団体と意見交換し、事例を見学 ・広報編集部:広報紙(年4回)の発行、ホームページの更新等 ・プロジェクト(月1回程度):地域の課題を解決する活動の企画・実施(現在3プロジェクト)	地域振興課が事務局を担当 ※コンサルが入り運営。特に中間支援型の活動についてはコンサルの誘導によるところが大きい。テーマ型は委員による活動が盛んだが金銭管理等は事務局が担っている。	・テーマ型(区民の意見を取り入れながら協議会全体で協議し決定した2つのプロジェクトで地域の課題を解決) ・中間支援型(運営委員会、研修企画部を中心に区内の市民団体の横のつながりを強化する活動を実施) またプロジェクトでも中間支援的な役割を意識した活動を実施) 以上、二つの型で実施	団体推薦委員として区民会議へ参加(1名)	・既存の団体や活動に類似した事業内容と重複しないよう、他団体が担えない役割に特化して、独自性を出していく必要がある。 ・ボランティアレベルでの活動の限界、活動に専属できない時間的な制約がある。特にボランティアで他団体の活動を支援する中間支援にメリットややりがいを見出せない委員が多い。 ・何をしている団体かあまり認知されていない(中間支援的活動のインパクト・イメージが弱い)、プロジェクトの取り扱うテーマに一貫性がないなどの要因が考えられるため、内面(活動内容)、外面(広報)の両面から存在感を出していく必要がある。 ・区民や活動団体が行うまちづくり活動を支える情報の蓄積がない。 ・メンバーの高齢化が進んでおり、現役世代が参加できる体制づくりの検討が必要である。 ※テーマ型プロジェクトについて、市民提案型事業との違いが問われ、まち協の事業としての位置づけではなく、スピンオフを念頭にし、まち協の組織としては中間支援機能を充実していく必要がある。

・幸区は平成25年度末に、麻生区は平成23年度末にそれぞれまちづくり推進組織を廃止